

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぱう

平成29年
(2017年) 4月5日
毎月3回5の日に発行

第2008号

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 井原 好英

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

28年度各委員会要望結果の概要

① 地方行政 ② 地方財政 ③ 社会文教 ④ 産業経済 ⑤ 建設運輸
の各委員会は、28年7月、11月にそれぞれ委員会を開催。要
望書を決定し、要望事項の実現に向け、政府・与党の要職者
をはじめ、地元選出国会議員などに対し要望活動を行った(本
紙1984号、1985号、1997号、1998号に掲載
。なお、各委員会の要望書は本会ホームページ「全国市議会議長
会メニュー」→「要望・決議等」→「○○○○委員会」に掲載し
ている)。

本紙では、第92回定期総会(28年5月31日開催)、第10
1回評議員会(28年11月9日開催)の部会提出議案に係る
要望項目などを取り上げながら、各委員会の要望結果の概
要を掲載する(部会提出議案は本会ホームページ「要望・決議
等」→「全国市議会議長会」に掲載)。

今号では、地方行政委員会について掲載する。残りの4委
員会については、次号以降、順次掲載していく。

地方行政委員会

地方行政委員会の28年度の
要望は①地方分権改革の推進
②地方創生の推進③地方議会の
権能強化等④地方議会議員
の厚生年金への加入⑤消防防
災体制の充実強化⑥過疎地域
の自立促進⑦合併市町村に対
する支援の拡充⑧社会保障・
税番号制度導入に係る取組強
化⑨基地対策関係予算の確保
等⑩治安対策の強化等⑪北方
領土返還⑫竹島の領有権確立
⑬日米地位協定の抜本的な改
定⑭人権救済制度の確立ーに

ついての14項目を大きな柱と
した。
以下に要望結果の概要を掲
載する。

1 地方分権改革の推進

さらなる義務付け・枠付け
の見直し、都道府県から基礎
自治体へのさらなる権限移譲、
提案募集方式における提案事
項の実現などを要望した。

28年12月20日に「平成28年
の地方からの提案等に関する
対応方針」が閣議決定され、
提案196件中、150件(76
・5%)が実現・対応とされ
た(本紙2001号4面に掲



第144回地方行政委員会の模様

載)。

また、
この対応
方針を踏
まえた
「地域の
自主性及
び自立性
を高める
ための改
革の推進
を図るた
めに関係
法律の整
備に関する
法律案」
(第7次地
方分権一
括法案)が
29年3月
3日、国会
に提出さ
れている
(3面に記
事)。

2 地方創生の推進

① まち・ひと・しごと創生
事業費の安定的確保② 地方創
生推進交付金等の弾力的な運
用ーなどを要望した。

① について。29年度地方財
政計画に、まち・ひと・しご
と創生事業費が引き続き1兆
円計上されている。

② について。地方創生推進
交付金の交付上限額やハード
事業割合などについて、運用
の弾力化が行われる。
3 地方議会の権能強化等
さらなる地方議会の権能強
化などを要望した。
「地方自治法等の一部を改

正する法律案」(29年3月10
日国会提出)において、長は
決算不認定の場合に、不認定
を踏まえた必要な措置を講じ
たときに、速やかに内容を議
会に報告し、公表するとされ
ている(3面に記事)。

4 地方議会議員の厚生年金への加入

地方議会議員の厚生年金加
入のための早急な法整備を要
望した。
29年3月23日現在、実現に
は至っていない。

5 消防防災体制の充実強化

28年11月の要望書に、28年
度で終了となる緊急防災・減
災事業債の29年度以降の継続
と対象事業、財政措置の拡充
を追加して要望した。

緊急防災・減災事業債は、
東日本大震災に係る復興・創
生期間である32年度まで継続
するとされ、29年度は地方財
政計画に28年度と同額の50
00億円が計上された。

また、VJ・A・L・E・R・Tの
新型受信機の導入・情報伝達
手段の多重化▽消防の共同化
に伴う高機能消防指令センタ
ーの整備▽指定避難所におけ
るWiFiなどの整備ーが
対象事業に追加された。

6 過疎地域の自立促進

28年11月の要望書に、① 過
疎地域における事業用資産の
買い換えの場合の特例措置、
事業用設備等に係る特別償却
の適用期間の延長、対象業種
への農林水産物等販売業の追
加② 27年国勢調査結果を反映
した過疎法の見直しに当たり
現行過疎市町村の引き続きの
指定、過疎対策事業債の対象
事業のさらなる拡充ーを追加
して要望した。

① について。特例措置は3
年間、特別償却は2年間、そ
れぞれ適用期間が延長され、
対象事業に農林水産物等販売
業が加えられた。

② について。29年3月16日
に衆議院を全会一致で通過し
た過疎法改正案では、過疎地
域の要件の追加、市町村立の
中等教育学校、特別支援学校
専修学校、各種学校の対象事
業への追加などの規定がある。

7 合併市町村に対する支援の拡充

28年11月の第101回評議
員会における中国部会提出議
案「合併特例債の適用期間の
再延長について」の要望内容
にもあった合併特例債の発行
【2面へ続く】

第7次分権一括法案が閣議決定

10法律を一括改正

政府は3月3日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第7次地方分権一括法案)を閣議決定し、国会に出した。

同法案は「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(28年12月20日閣議決定)本紙2001号4面に掲載)のうち、対応・実現のため、法改正が必要な事項を盛り込んだもの。①事務・権限の移譲④法律②義務付け・枠付けの見直しなど⑥法律①の10法律を一括して改正する。

対応方針、一括法案は、ともに内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugi-ketteitou/kakugiketteiyou-index.html>)に掲載されている。

本紙では、市区が対象に含まれる事項を掲載する。

【事務・権限の移譲】

大分市提案の「指定障害児通所支援事業者の指定等の権

限の都道府県から中核市への移譲」については、重点事項とされていた(本紙1983号4面などに掲載)。同事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査などの事務・権限が中核市へ移譲される。

自治法等改正案が閣議決定

決算不認定時の議会への報告規定を整備

政府は3月10日、「地方自治法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に出した。改正は第31次地方制度調査会(会長＝畔柳信雄・株)三菱東京UFJ銀行特別顧問)が28年3月に安倍晋三・内閣総理大臣に提出した答申の内容を含むもの(答申の抜粋は本紙1970号7～6面に掲載)。法律案は、要綱などと併せて、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_hourui/k_houan.html)に掲載されている。

中核市には、ほかに指定障害福祉サービス事業者等に関する同様の事務・権限が移譲される。

なお、宇都宮市提案の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の指定都市・中核市への移譲については、指定都市のみに移譲される。

【義務付け・枠付けの見直し】
地方公共団体が審査請求を

自治法の一部改正に関する事項は、①地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための



決算不認定の場合の長の対応措置などについて発言する岡下会長【第31次地制調第27回専門小委(27年11月30日開催)】

不適法却下する場合における議会への諮問手続が事後報告に見直される。

27年に豊田市、松山市が提案した「公営住宅の明渡請求の対象となる高所得者の収入基準の条例化」については、政令で定める基準に従い、条例で設定可能となる。

公営住宅関係では、同じく27年に提案された▽公営住宅建替事業における現地建替要

件▽公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務が緩和される。

そのほか、▽農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和▽特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加などがなされる。

方針の策定等②監査制度の充実強化③決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定の整備④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等が主な柱となる。

①では、都道府県知事、指定都市の市長に、内部統制に関する方針の策定と必要な体制整備を義務付ける(そのほかの市町村長は努力義務)。方針を策定した長は、毎会計年度、方針と整備した体制について、評価報告書を作成し、議会に提出、公表しなければならぬとする。

②では、監査委員に監査基準に従った監査等を義務付けるとする。監査基準は監査委員が

当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」を加える。長が決算不認定を踏まえた措置を講じた場合に、議会への報告、公表を義務付ける。

④では、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、条例で賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を定めることができる(免責に関する参酌基準、責任の下限額は国が設定)。また、議会は住民監査請求の後に、損害賠償請求権などの放棄の議決をするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとする。

施行期日は平成32年4月1日。ただし、②の文中(※)、③は30年4月1日。

なお、全国市長会は2月27日、地方自治法等の一部を改正する法律案について、意見を提出。④の損害賠償責任の見直しに関し、参酌基準、免除の下限額について、委縮効果を低減する観点、長の任期等も踏まえ適切に設定された

としてしている。

